（不開港に出入する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等） **第二条の二十四**　［略］ （不開港に出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者） **第二条の二十五**　［略］ ［項を削る。］ （特殊船舶等の不開港への入出港手続における電子情報処理組織の使用の特例） **第二条の二十六**　法第二十条の二第七項ただし書（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第六項の規定による報告又は同条第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。 （特定輸出者等の輸出申告手続における電子情報処理組織の使用の特例） **第七条の六**　［略］ （特例輸入者等の輸入申告手続における電子情報処理組織の使用の特例） **第九条**　［略］ **別表第二**（第二条の二、第二条の六及び第二条の二十四関係） ［略］	（不開港に出入する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等） **第二条の十六**　［同上］ （不開港に出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等） **第二条の十七**　［同上］ 2　法第二十条の二第六項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。 ［条を加える。］ （電子情報処理組織の使用の特例） **第七条の六**　［同上］ （電子情報処理組織の使用の特例） **第九条**　［同上］ **別表第二**（第二条の二、第二条の六及び第二条の十六関係） ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月八日から施行する。ただし、第二条の規定は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の関税法施行規則（次項において「新規則」という。）第一条の四（関税法施行規則第八条において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第十条（同規則第十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）第五条第一項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。次項において「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3　新規則第一条の四及び第十条において準用する電子帳簿保存法施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

○財務省令第四十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項並びに第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「及び業務企画専門官」を「、業務改革・情報化調整官及び業務企画専門官」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　業務改革・情報化調整官は、命を受けて、財務省の情報システムの整備及び管理に関する事務並びに行政情報化に関する事務の総合調整に関する事務のうち業務改革についての企画及び立案並びに調整その他専門的事項を処理する。

第五条（見出しを含む。）中「並びに財務調整官」を削り、同条第一項中「それぞれ一人」を「一人」に改め、同条中第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第十八条（見出しを含む。）中「特殊関税調査室、」の下に「原産地規則室、」を加え、「原産地規則専門官及び」を削り、同条第一項中「それぞれ一人」を「一人」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条中第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　原産地規則室は、原産地規則に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　原産地規則室に、室長を置く。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「及び財務企画調整官」を「、財務企画調整官及び財政投融資連携調整官」に改め、同条に次の一項を加える。

7　財政投融資連携調整官は、命を受けて、財政投融資総括課の所掌事務のうち地域経済の活性化に資する取組の推進に関する必要な調整その他専門的事項を処理する。

第二十八条の見出し中「国有財産企画官」の下に「、企画調整官」を加え、同条第一項中「一人及び」を「及び企画調整官それぞれ一人並びに」に改め、同条第三項中「及び企画調整官一人」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　国有財産企画官は、命を受けて、国有財産企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

5　企画調整官は、命を受けて、国有財産企画課の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。